

大町西小学校 いじめ防止基本方針（H31 改定）

○基本理念

「この学校で学べて本当によかったよ」と
子どもが言える、子どもに言ってもらえる学校

○いじめ追放宣言

ぼくたち・わたしたちは、友だちと仲良くします。
ぼくたち・わたしたちは、困っている友だちに声をかけます。
ぼくたち・わたしたちは、いじめを見たときには、先生やお家の人に話します。
(大町西小学校児童会)

1 いじめに対する基本認識

すべての児童、保護者と教員が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

(1) いじめの定義（法規「いじめ防止対策推進法」）

- ① 当該児童と一定の人間関係にある。（同一校に在籍する等）
- ② 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）
- ③ 対象となった児童が心身の苦痛を感じている。

(2) いじめの態様（例）

- ① 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。

(3) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」雰囲気が浸透する学校をつくる。

(4) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。

(5) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

(6) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。いじめを認識しながらこれを放置することがないようにする。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。
(相談窓口の設置(通年)、アンケート調査(各学期)、日記、個別面談等)
- (2) 子どもの行動を注視する。(チェックリスト)
- (3) ネットパトロール体制の確立と実施
- (4) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等)
- (5) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)
- (6) いじめ不登校防止委員会による定期的な基本方針の見直し、相談体制の充実。

3 早期対応に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づきいじめ対策委員会の組織として早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。そのための「報告・連絡・相談」を確実にを行い、全職員周知のもと解消を目指す。組織的対応は、生徒指導事案対応に準ずる。〔危機管理マニュアル〕4-⑨(想定9)生徒指導上の問題・いじめが発生した時)
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じて、県が設置しているサポートチームの活用を図る。

4 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。また、「24時間子どもSOSダイヤル」をはじめとする相談窓口の周知を図る。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。また、必要に応じて、保護者との連携を深め、医療機関との連携を図る。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。年度当初の職員会議では、本基本方針をもとに全職員への周知を図る。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。学校内外における児童への見守り活動を強化する。
- (6) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

資料「危機管理マニュアル4-⑨(想定9)生徒指導上の問題・いじめが発生した時」

平成26年4月 1日 制定

平成28年8月22日 改訂